

希少植物等保全対策検討委員会（第2回）

日 時：令和5年9月5日（火）
13時～15時

場 所：カルストテラス
（津野町芳生野乙 4921-48）

次 第

1 開会

2 議事

（1）希少植物等保全対策の取組について

（2）景観保全対策・自然探勝路の利用等について

3 その他

4 閉会

資料1 検討委員会（第1回）でのご意見を踏まえた対応について

資料2 希少植物等保全対策に向けた植生回復調査について

資料3 希少植物等保全対策モニタリング調査について

資料4 津野町火入れに関する条例

資料5 環境と経済の好循環をデザインする（中澤委員作成資料）

参考資料1 検討委員会（第1回）議事概要

参考資料2 自然公園の現況等

参考資料3 四国カルスト県立自然公園施設についてのアンケートによる主な意見

検討委員会（第 1 回）でのご意見を踏まえた対応について

1 希少植物等保全対策の取組について

- (1) 構造上可能な場所での希少植物等保全対策に向けた植生回復調査の実施 資料 2
- (2) 希少植物等保全対策モニタリング調査の定期的な実施 資料 3
- (3) 盗掘対策としての車両の侵入を防ぐ車止めの設置 参考資料 2
- (4) 山焼き（火入れ）について 資料 4

2 景観保全対策・自然探勝路の利用等について

- (1) 利用方法（自転車の一方通行等）の周知
→ カルストテラスで自然探勝路マップを配布する等、周知を実施。停止線の設置等の対応も検討中。
- (2) 落雷注意の周知 等
→ カルストテラスで配布する周辺マップ・津野町ホームページに注意喚起の記載を追加。
探勝路整備に伴い不自然な状況になっている石灰岩は移動する方向で検討中。
- (3) 観光の利益を環境に回す仕組みに関する事例 資料 5



引き続き、植生も含めた自然公園の変化の状況、自然公園の利用状況、利用者等の意見を踏まえながら、希少植物等の保全等の観点から、第 3 回以降、議論を進めていく中で、早期に対応できる取組を順次実施していきたい。

希少植物等保全対策に向けた植生回復調査について

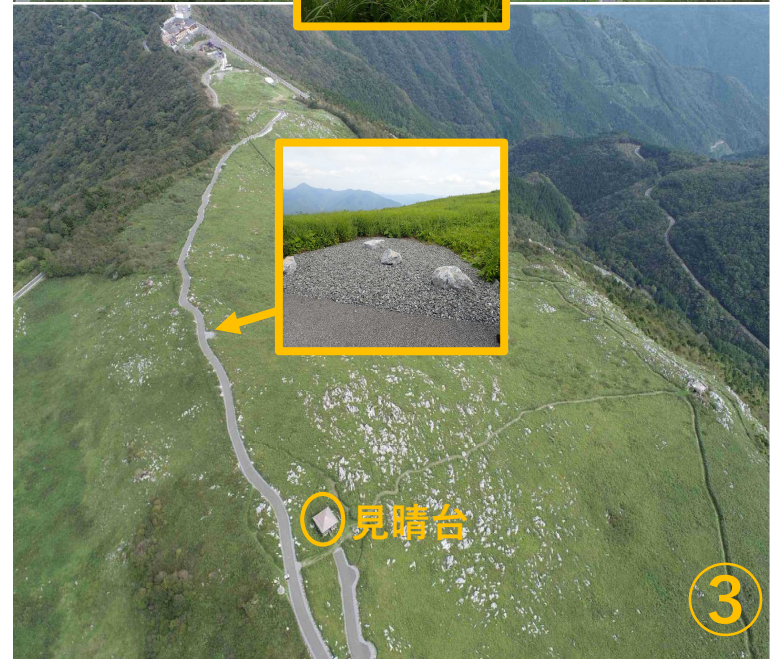
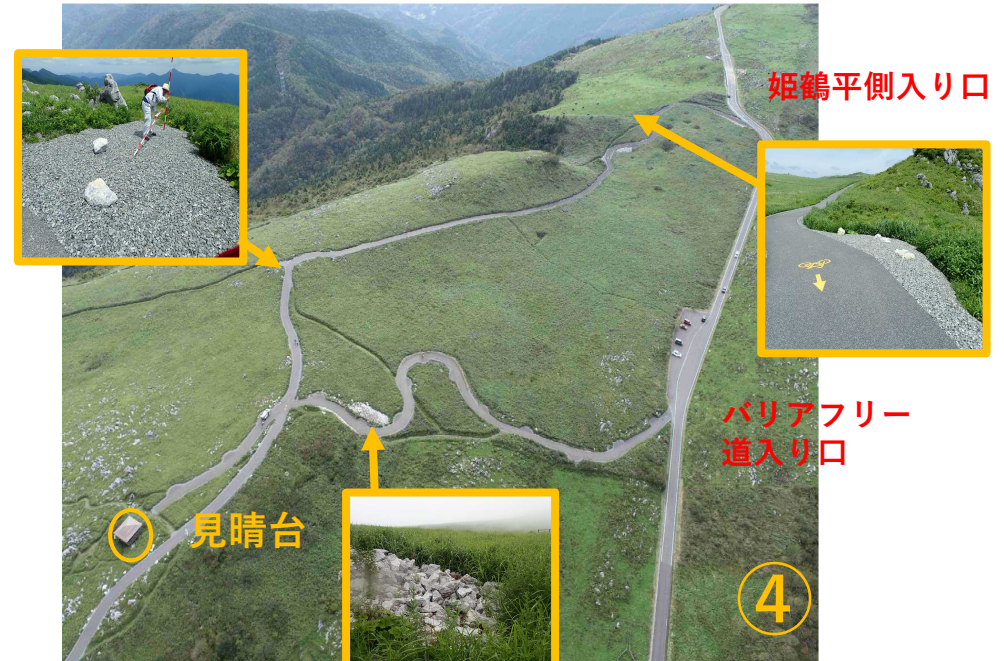
1 概 要

- 公園の元の土壌に戻す余地のある**余幅部分**等の一部において、元の土壌の上に敷かれている砕石を取り除くことで、公園の植生の回復状況の調査を実施する。
※実施箇所については、砕石下の土壌の状況等を踏まえて選定する
- 調査は、実施時期・手法等について、前田委員・鴻上委員のご助言をいただきながら実施する。
- 調査の結果、回復が見られた場合、その他の部分においても同様の対応を検討する。

2 調査イメージ図



調査実施箇所の候補



希少植物等保全対策モニタリング調査について

I 調査方法等

【目的】

四国カルスト県立自然公園において、再整備工事を実施した自然探勝路脇等に、これまで草原で確認されていない植物が生育していないかを確認するため、監視調査を行う。

【調査方法等】

1 範囲

自然探勝路（延長 1.4km・バリアフリー道含む）から目視で確認できる範囲

2 期間

令和 5 年 8 月～12 月

3 実施回数

月 2 回（上旬（10 日頃）及び下旬（25 日頃）） 10 回程度

4 方法

- （1）高知県牧野記念財団が作成した「天狗高原周辺で採集された植物リスト」、「津野町未採集リスト（種子植物、シダ植物）」等を元に、現地調査を行う。
- （2）これまで草原内で確認されていない植物又は草原の自然環境に影響を及ぼす外来種等を発見した場合には、位置情報を確認出来るデジタルカメラを用いて撮影する。
- （3）併せて、その植物を適正に採取（除去）する。

※不明な個体を見つけた場合は、自然共生課に報告するとともに、緯度経度・日時等を記録の上、個体を新聞紙に挟んで牧野記念財団に送付し、確認を受ける。

II 調査報告

回数	調査日	調査結果
1 回目	8 月 17 日（木）	・これまで草原内で確認されていない植物：なし ・草原の自然環境に影響を及ぼす外来種：なし
2 回目	8 月 31 日（木） 実施予定	

平成 17 年 2 月 1 日

条例第 137 号

(目的)

第 1 条 この条例は、津野町の森林又は森林の周囲 1 キロメートルの範囲内にある土地における火入れに関し、森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 21 条の許可の手続その他必要な事項を定めることを目的とする。

(許可の申請)

第 2 条 森林法第 21 条第 1 項の規定に基づき火入れの許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、火入れを行おうとする期間(以下「火入れ予定期間」という。)の開始する日の 15 日前までに、様式第 1 号による火入許可申請書 1 通に、次に掲げる書類を添え、町長に提出しなければならない。

- (1) 火入れを行おうとする土地(以下「火入地」という。)及びその周囲の現況並びに防火の設備の位置を示す見取図
- (2) 火入地が、申請者以外の者が所有し、又は管理する土地であるときは、その所有者又は管理者の承諾書
- (3) 申請者が、請負(委託)契約に基づき火入れを行おうとする者である場合には、請負(委託)契約書の写し

2 申請者は、火入地において火入れの実施を指揮監督する者(以下「火入責任者」という。)を定め、申請書に明示しなければならない。

(許可の要件)

第 3 条 町長は、当該申請に係る火入れが次の全てに該当する場合でなければ許可をしてはならない。

- (1) 火入れの目的が、森林法第 21 条第 2 項各号に掲げる目的のいずれかに該当すること。
- (2) 火入地の周囲の現況、防火の設備の計画、火入予定期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないと認められること。

(許可証の交付等)

第 4 条 町長は、火入れの許可をするときは、森林法第 21 条第 1 項の規定に基づき、第 8 条から第 15 条まで及び第 16 条第 4 項の規定を遵守してこれらを行うべき旨その他火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示するものとし、当該指示事項を記載した様式第 2 号による火入許可証(以下「火入許可証」という。)を交付するものとする。

2 町長は、火入れを不許可とするときは、その旨及びその理由を記載した書面を申請者に交付するものとする。

(許可後における指示)

第 5 条 町長は、火入れの許可をした後において延焼その他危害の発生のおそれが生じたときは、森林法第 21 条の規定に基づき火入れの差し止め又は火入れの方法若しくは期日の変更その他必要な指示を行うことができる。

(許可の対象期間)

第6条 火入れの許可の対象期間は、1件につき10日以内とする。

(許可の対象面積)

第7条 1団地における1回の火入れの許可の対象面積は、3ヘクタールを超えないものとする。ただし、火入地を1ヘクタール以下に区画し、その1区画に火入れを行い、完全に消火したことを確認してから次の1区画の火入れを行う場合にあっては、町長はこれを超えて許可をすることができる。

(火入れの通知)

第8条 火入れの許可を受けた者(以下「火入者」という。)は、火入れを行う前日までに、火入れの場所及び日時を町長に通知しなければならない。

(火入許可証の返納)

第9条 火入者は、火入れが終了したとき、又は火入れの許可の対象期間を経過したときは、速やかに町長に火入許可証を返納しなければならない。

(火入責任者の義務)

第10条 火入責任者は、火入れの現場において、直接火入れの実施の指揮監督に当たらなければならない。

2 火入責任者は、火入れに際し、火入許可証を携帯しなければならない。

3 火入責任者は、次条に定める防火の設備及び第12条に定める火入従事者の配置が適正になされ、かつ、現地の気象状況に異常が認められないことを確認した後でなければ火入れをしてはならない。

(防火帯の設置)

第11条 火入責任者は、火入地の周囲に幅2メートル以上(火入地が傾斜地である場合におけるその上側又は風勢のある場合における風下に当たる部分については3メートル以上)の防火帯を設け、その防火帯の中の立木その他を可燃物を除去し、延焼のおそれがないようにしなければならない。

2 前項の防火帯は、河川、湖沼、溝、堰等によって防火帯と同等の効果が認められる場合は、その設置を省略することができる。

(火入従事者)

第12条 火入者は、火入れに当たっては、1回の火入れの面積に応じ、次のとおり火入れの作業に従事する者(以下「火入従事者」という。)を配置しなければならない。

(1) 0.1ヘクタールまでは5人以上

(2) 0.1ヘクタールを超える場合にあっては、その超える面積0.1ヘクタールにつき1人を前号の人数に加えて得た人数以上

2 火入者は、火うちしば、鍬、ジェットシューター等の消火に必要な器具を、火入従事者に携行させなければならない。

3 火入責任者は、火入の跡地が完全に消火したことを確認した後でなければ、火入従事者

を火入れの現場から退去させてはならない。

(火入れの方法)

第 13 条 火入れは、風速、湿度等からみて延焼のおそれがない日を選び、できる限り小区画ごとに、風下から行わなければならない。ただし、火入地が傾斜地である場合には、上方から下方に向かって行わなければならない。

2 火入れは、日の出後に着手し、日没までに終えなければならない。

(火入れの中止)

第 14 条 火入者及び火入責任者は、火入の許可の期間中であつても、強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。

2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、又は強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。

(緊急連絡体制の整備)

第 15 条 火入者及び火入責任者は、火入れを行うに当たっては、町長及び消防団長に連絡することのできる体制を確保しておかなければならない。

(消防団長への通知等)

第 16 条 町長は、火入れの許可を行った場合には、消防団長にその旨通知するものとする。

2 町長は、火入れの許可をしようとする場合において必要と認めるときは、当該職員を火入地に立ち入らせ、実地調査をさせることができる。

3 町長は、必要と認めるときは、火入れの際に当該職員を火入れに立ち合わせるすることができる。

4 前項の場合において、火入者、火入責任者及び火入従事者は、当該職員の指示に従わなければならない。

附則

この条例は、平成 17 年 2 月 1 日から施行する。

環境と経済の好循環をデザインする

高知大学地域協働学部

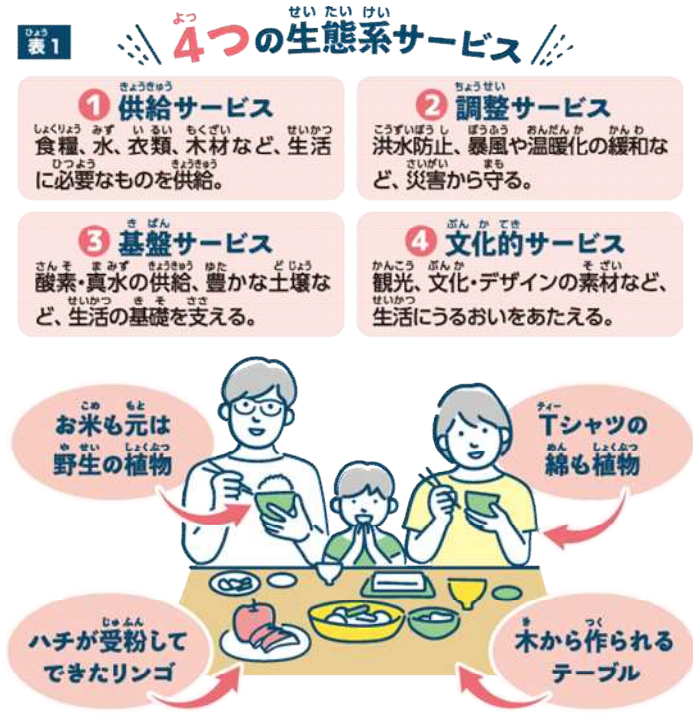
中澤純治

nakazawa@kochi-u.ac.jp

■生態系サービスへの支払い（PES） 環境の価値を把握し、受益者や利用者が費用を負担する仕組み

ミレニアム生態系評価 (MA: Millennium Ecosystem Assessment※1) では、生態系サービスを次のように分類しています。

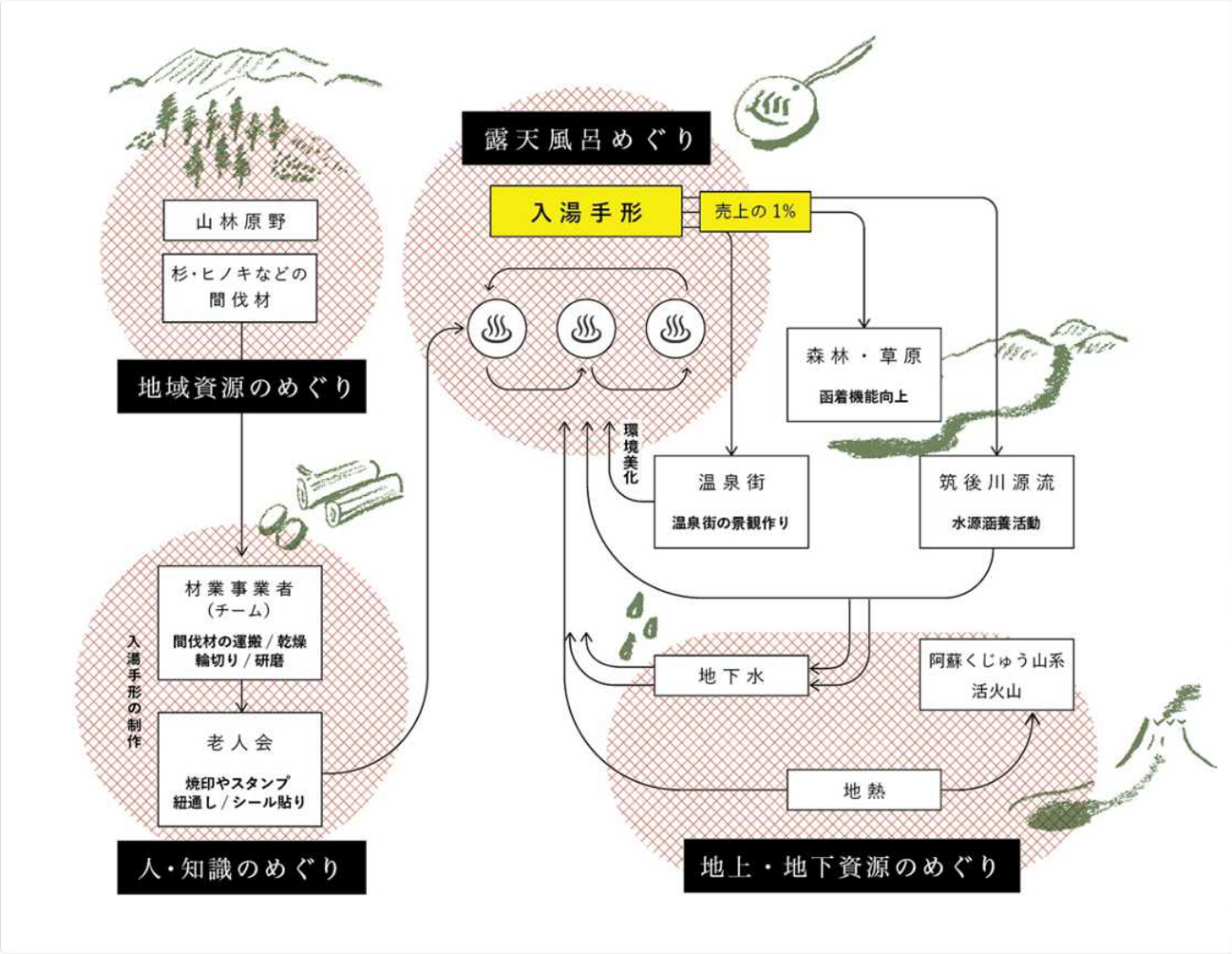
- ① 自然は、私たちに食べ物や水、木材、繊維、燃料、薬品、工芸品の材料などの恵みを与えてくれます (供給サービス)。
- ② 自然は、私たちの生活の外側で水を蓄えて浄化したり、温度を下げたり、洪水を防いだり、廃棄物を分解したりしてくれます (調整サービス)。
- ③ 私たちは自然の中に入ってレクリエーションを楽しむことができます。また、自然は私たちの目を楽しませてくれたり、信仰の対象、教育の場になったりすることもあります (文化的サービス)。
- ④ ①～③のサービスを支えるために、光合成によって酸素をつくったり、水を循環させたりしてくれます。また、森で降った雨を葉や土壌に一度蓄えてから、鉄分などのミネラルをたっぷり含んだ水にして川から海に流す、栄養塩を循環させる働きも持っています (基盤サービス)。



- PESとは、生物多様性が支える生態系サービスの経済的価値を算出し、その利用に応じた支払いを行う仕組みです。PESの定義について国際的に合意されたものではありませんが、「生態系サービスの受益者や利用者が、それらのサービスの管理者や供給者に支払う、あるいは資金拠出を行うためのスキーム」として考えられることが一般的です。
- PESの支払いスキームとしては、①生態系サービスの受益者が直接支払いを行うもの、②政府が生態系サービスの購入者となる環境補助金政策の一環であるもの、③①や②に向けて、NGOや国際機関、政府などの第三者が介在し、生態系サービスに関する権利の明確化や取引費用の調整などPESスキームの構築に一定の役割を担う形式を取ったハイブリッド型による支払いなどが挙げられます。

①の事例 黒川温泉（熊本県）

環境と観光の相乗効果で入湯手形が大人気商品に



黒川温泉の入湯手形 魅力3

売上の1%は、自然資源の保全活動に還元

私たちは、「入湯手形」を軸として人と自然、社会が循環する仕組みを作りたいと考えています。それを実現するために黒川温泉は、入湯手形の売上の1%を温泉街の景観づくりや、自然環境の保全活動に還元していきます。

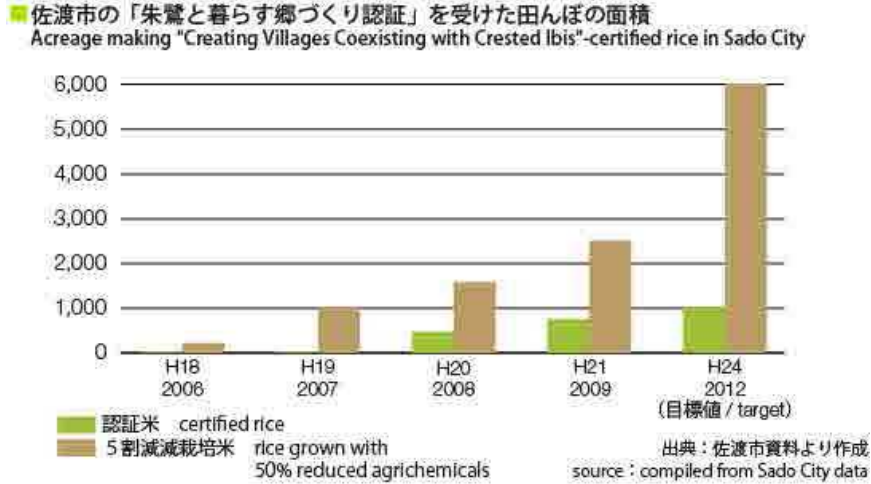
現在の入湯手形は、小国郷の杉・檜の間伐材を活用しながら、老人会など地域の事業者に制作工程に関わって頂くことによって、地域の資源循環や地域経済へ還元しています。

そしてこれからは、景観づくりはもちろんのこと、源流域の水源涵養や温泉資源保護などの包括的な取り組みに売上の一部を投じて参ります。

温泉という大地の恵みは、黒川温泉郷にとって欠くことのできない自然資源です。お客様が入湯手形で湯めぐりを楽しめば楽しむほど温泉の維持に繋がっていく。そんな循環を実現するために様々なアプローチを検証・実践していきます。

（出典）黒川温泉HP「入湯手形の新しい魅力」

①の事例 トキの野生復帰と米作り（新潟県佐渡市） トキの保全からネイチャーポジティブ宣言へ



- 佐渡市の環境保全型農業である「朱鷺と暮らす郷づくり認証制度」は、1. 栽培期間中に使用する化学農薬、化学肥料を慣行栽培に比べて5割以上削減（5割減栽培）とし、2. 冬期湛水、江・魚道・ビオトープの設置などを実施する「生きものを育む技術」を採用していて、3. 栽培者がエコファーマーの認定を取得していることが求められる。
- これらの要件を佐渡市が現地を確認した上で認証を受けた田んぼで栽培されるお米は、市が認定する「朱鷺と暮らす郷づくり認証米」のラベルを貼ってインターネットのほか、首都圏のスーパーや米穀店を中心に販売。
- 朱鷺と暮らす郷づくり認証米の販売では、米の販売1kg/1円の佐渡市トキ環境整備基金への募金がされており、平成20（2008）年産米では約130万円の募金が集まり、トキの生息環境の向上に役立てられています。

（出典）高知県森林環境政策課HP「森林環境税の仕組みや徴収の方法など」

生物多様性を保全するための費用を、間接的に負担する新しい取り組み

環境保全と地元企業の持続的な発展への貢献

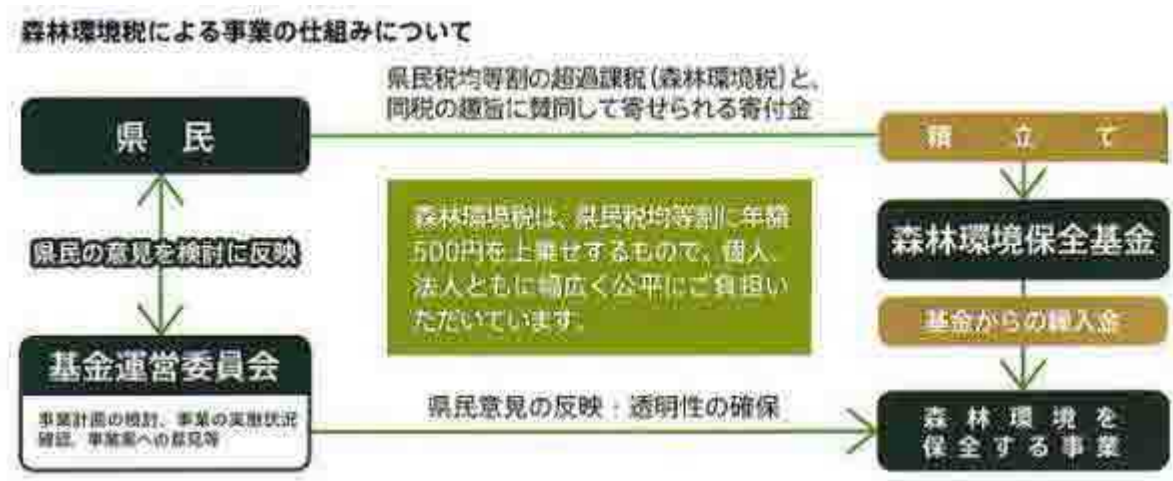
■ A 銀行の生物多様性格付における評価指標

分野	評価指標(概要)
経営方針	1.「生物多様性保全」方針の策定状況
推進・管理体制	2. 推進・管理体制の構築状況
活動の実施	3. 影響の考慮と低減・回避のための行動の有無
	4. ビジネスの中への組み込み状況
	5. 自然再生や伝統文化保全の活動への貢献度合
	6. 専門的な知識を有する研究機関等との連携状況
普及啓発・活動の公表	7. 社員や取引先に理解を深める機会の設定状況
	8. 活動や成果の公表状況

- 滋賀銀行では、持続可能な企業と地域社会を実現することを目的として、環境保全や持続的発展に役立つ生産・販売・サービスに関する基準を策定することによって、環境保全や地域社会の持続的な発展に貢献することなどを定めた「しがぎん琵琶湖原則（Principles for Lake Biwa）」を平成17（2005）年に策定しました。
- これに賛同した企業について、希望する企業を対象に、ISO14001の取得や環境会計の導入、温室効果ガスの削減等15項目にわたる環境全般の活動を評価するPLB格付（環境格付）を実施し、この格付評価に応じて融資金利を引き下げる「PLB資金（琵琶湖原則支援基金）」という融資商品の取り扱いを開始しました。

（出典）環境省生物多様性HP「そのほかの新しい取り組み」

②の事例 森林環境税（高知県）



<森林環境税とは>

高知県では、森林の環境を守るために通称「森林環境税」として県民税の均等割に500円（年額）が加算され、その税収が森林環境の保全に使われています。

<森林環境税の仕組み>

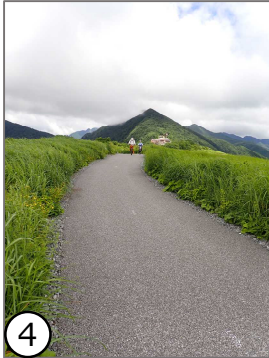
県民税均等割に上乗せして納めていただき（県民税均等割超過課税方式）、上乗せ部分の税収を「森林環境保全基金」に積み立て、目的に添って使われるように、明確に経理を区分し森林の環境を保全する事業に充てられます。また、森林環境保全基金運営委員会を設置して、基金の運営に県民の皆さまの考えを反映できるようにしています。

（出典）高知県森林環境政策課HP「森林環境税の仕組みや徴収の方法など」

●7/24（月）撮影



●8/4（金）撮影



●8/25（金）撮影



参考

自転車道で自転車を利用した場合の様子



バリアフリー道で車椅子を利用した場合の様子



四国カルスト県立自然公園施設についてのアンケートによる主な意見

(1) 四国カルストの景観についてどのように思いますか。

< 6 ～ 8 月 >

- ・自然の素晴らしさを本当に満喫した。神木君が歩いた場所はどこだろう？と探りながらめぐった。本当に来てよかった。(女性／60 歳代以上／高知県外)
- ・空気がキレイ。住んでみたい。(女性／50 歳代／高知県外)
- ・以前の遊歩道が道路になって自然景観が台無しとなっている。非常に残念！(男性／60 歳代以上／高知県内)
- ・大変気持ちが良く幸せな気持ちになった。(女性／50 歳代／高知県内)
- ・晴れの日も霧の日もそれぞれ違う景色で楽しめた。(女性／40 歳代／高知県内)
- ・いつ来ても感動する。でも四国出身の方でも知らない人が多く、教えて悦に浸っている。
(男性／60 歳代以上／高知県外)
- ・想像以上だった。とても広くていい。気持ちよい。(女性／20 歳代／高知県外)
- ・数少ないカルストの風景が見れた。風も心地よく涼しかった。(女性／50 歳代／高知県外)
- ・キレイに整備されていて探索しやすい。(女性／40 歳代／高知県外)
- ・四季折々来て自然を満喫したい。(女性／60 歳代以上／高知県外)
- ・とても景色が良くて見晴らしが良い。(女性／10 歳代／高知県外)
- ・岩がゴツゴツしていてすごかった。(男性／10 歳代／高知県外)
- ・感動でした！来てよかった。(女性／40 歳代／高知県外)
- ・景観はとてもすばらしい。四国一だと思う。(女性／60 歳代以上／高知県内)

< 4 ～ 5 月：第 1 回資料の再掲 >

- ・山焼きをしてほしい。いろんな草原植物が復活する(男性／60 歳代以上／高知県外)
- ・四国の全国に誇れるカルスト。この施設のセンス・クオリティは交流人口の要となる。
(男性／50 歳代／高知県外)
- ・他県にはない景観・岩と緑と空と雲、心が洗われる自然がとても素晴らしいので維持して頂きたい。(女性／40 歳代／高知県外)
- ・雄大な自然を肌で感じられ、環境も整備が行き届いており、とても楽しめた。(男性／20 歳代／高知県外)
- ・いつどの季節に来ても素晴らしい。(女性／60 歳代以上／高知県内)
- ・初めて来た。秋吉台等は知っていたのですが良かった。もっと宣伝してほしい。(女性／60 歳代以上／高知県外)

(2) 四国カルストを散策するために新しくできた遊歩道についてどのように思いますか。

< 6～8月 >

- ・とても良く整備されている。(女性/50歳代/高知県外)
- ・もう少し誘導できるようにルート看板があれば良いと思う。(女性/50歳代/高知県内)
- ・自然との共生が課題ですね。(女性/50歳代/高知県外)
- ・昔の自然の遊歩道が良かった・せつかくの自然が懐かしい(女性/60歳代以上/高知県外)
- ・自然が壊された感がある。(女性/60歳代以上/高知県外)
- ・高齢者でも歩くことができる。(女性/50歳代/高知県内)
- ・年配の方も散策出来そうなのが良い。(女性/30歳代/高知県内)
- ・広すぎる。周囲の景観にマッチしていない。(女性/60歳代以上/高知県内)
- ・セメントの道より自然のままの草と土の道が良いと思うが、自転車道はもっとゆるやかな傾斜であってほしかった。(女性/60歳代以上/高知県内)

< 4～5月：第1回資料の再掲 >

- ・車を気にすることなく、ゆっくり回ることができとても良かった。(女性/20歳代/高知県外)
- ・遊歩道は歩きやすく第2展望台まで楽々行くことができた。足元が危なくないので以前より楽に行けた。また車イスの方や体の悪い人も素晴らしい眺めを見ることができ、とてもよいものができた。これからは体力がある限り来たい。(男性/60歳代以上/高知県内)
- ・年寄りにやさしい道で疲れずに足元に注意せずに山並みを見ることができ、ほんとに素晴らしい道を作ってくれたと感謝している。(女性/60歳代以上/高知県内)
- ・遊歩道を整備する事で、アシスト自転車の利用や身障者の方々、高齢の方々の利用に開かれた四国カルストになると思う。あとは、利用者が、この自然と設備を守っていく意識を高めることが重要ではないかと思う。(男性/40歳代/高知県内)
- ・最初はどうしても反対だったが、日が経つにつれよいと思う。花々にも一足進めば会える。坂は車イスを押しては無理だが、天狗の風は感じる事が出来る。(女性/60歳代以上/高知県内)
- ・前の道の方が良かった 自然を残したかった(女性/60歳代以上/高知県外)
- ・道作っても、もう少し景観に配慮してほしかった。(女性/30歳代/高知県外)
- ・土の上を歩きたいので、アスファルトで固めた道はいらない。自転車道もない。歩道を作る前に草花の調査をするべきではなかったのか。(女性/60歳代以上/高知県内)
- ・初めて見たときはあまりの変わりようにビックリ、ショックでした。できたら前のように戻してほしい。(女性/50歳代/高知県内)

（３）自然環境に配慮しながら、多くの方々に自然を楽しんでいただくための環境づくりを行うことについて、どのように思いますか。

＜６～８月＞

- ・山歩きをする者にはそのまま。でも観光客には・・・（女性／60歳代以上／高知県外）
- ・ある程度の整備は必要だと思うが、それがどの程度かよくわからない。（女性／50歳代／高知県内）
- ・自然の良さを残しつつ高知の観光資源としてみんなで考えていく必要があると思う。（女性／40歳代／高知県内）
- ・気持ちよく利用できるようにできる限り自然を活かしながら手入れは必要だ。（女性／30歳代／高知県内）
- ・折り合える点が難しいと思う。（女性／60歳代以上／高知県外）
- ・人間の為に整備を優先する必要はあまりないと思う。最低限で十分だ。（女性／50歳代／高知県外）
- ・ある程度の手入れは必要だと思いますが、残せるものは残してほしい。（女性／50歳代／高知県外）
- ・自然を取り入れ誰もが楽しめることが良い（女性／60歳代以上／高知県外）
- ・自然を守ってほしい（女性／60歳代以上／高知県外）
- ・お年寄りの為のバリアフリーが必要だと思う。（男性／10歳代／高知県外）
- ・今が程よくて散策しやすい（女性／40歳代／高知県外）
- ・自然を残すためには人間が手を加えることも必要だと感じる。（男性／20歳代／高知県外）
- ・雑草、草刈等は定期的をお願いしたい。（女性／60歳代以上／高知県内）
- ・自然のまま残すことも大切だとは思いますが観光客の安全が第一だと思う。（女性／20歳代／高知県外）

＜４～５月：第１回資料の再掲＞

- ・人間は生態系の一つ、人と自然とがどう共生するかは人類の最大の課題。全く足を踏み入れてはいけない場所も時には必要、希少な植物・動物等の保護のために。（男性／50歳代／高知県外）
- ・手をいれるべきところは必要だと思う。手を入れる方法、やり方を検討して進めるべき。（女性／40歳代／高知県外）
- ・事故がないように安全確保は大事だと思う。高齢化の中、足の悪い人にもやさしい環境に配慮してもえるとありがたい。（男性／60歳代以上／高知県外）
- ・若者や山歩きに慣れた方々ばかりではないので、バリアフリーの観点からも整備は必要と考える。この整備のおかげで4才の我が家の娘も四国カルストを存分に楽しめている。（男性／40歳代／高知県内）
- ・自然の景観を残しながら、多くの人に来てもらうには難しいこともあると思うが、この施設のような学習しながら意識改革を行う事により自然を大切にする気持ちも育ってゆくと思う。（女性／50歳代／高知県外）

- ・多くの方が来ることでお金も集まり、景観保護のための資金も集まると考えるから。
(女性／20 歳代／高知県外)
- ・車道があるので、これ以上の整備はいらない。(女性／60 歳代以上／高知県内)
- ・残さないといけない草花がたくさんあるのでそのままにして欲しい。少々の手入れは必要だと思う。外来種とかは除けて欲しい。(女性／30 歳代／高知県外)
- ・今以上に手を入れることは、やめて欲しい気もある。(女性／60 歳代／高知県内)

(4) その他、ご意見、ご要望

< 6 ～ 8 月 >

- ・希少なものを大切にしてこれからも楽しませていただきたい。(女性／30 歳代／高知県内)
- ・ボランティアをしっかりと頼む (男性／60 歳代以上／高知県外)
- ・希少な動植物の保全は将来の為にも絶対必要だと思う。(女性／60 歳代以上／高知県内)

< 4 ～ 5 月：第 1 回資料の再掲 >

- ・のんびり歩いてじっくり見ると、普段は目に入らない植物があることに気づいた。とても良い時間が過ごせた。(女性／40 歳代／高知県内)
- ・自然環境の保全の取り組みが素晴らしい。景観がとにかくよい。(女性／50 歳代／高知県外)
- ・遊歩道は老人や身体に障害のある者にとって大変嬉しい道路。このままぜひ残して欲しい。
(男性／60 歳代以上／高知県内)
- ・いつも来て自由に歩き回らせて頂き、ありがたく思っている。なんとかお金がまわるシステムにして持続可能な四国カルストになり、皆が幸せになると良い。インバウンド (外国人の誘致、PR) に力を入れても良いと思う。高知空港に台湾とのチャーター便も運行を開始するので。(男性／40 歳代／高知県内)
- ・道路の狭いところは歩いていて危険を感じた。可能であれば拡幅お願いしたい。(男性／60 歳代以上／高知県外)